News Letter

2026
November
Vol.234

ビジネス・アソシエイツ　あいわ税理士法人



Contents

- 年末年始休業のご案内
- PC・スマホ価格高騰の要因と今後の見通し
- 適切に諦める
- 志と人生をどう生きるか
- Copilot Studio エージェント導入で見えてきたこと
- コミュニケーション予算を考える
- Plaza-i 最新バージョン情報
- 令和 9 年 3 月期決算に向けた税制改正（設備投資関連を中心に）
- 令和８年度 所得税基礎控除等の税制改正と年末調整の留意点

発行元

(株)ビジネス・アソシエイツ　108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F　TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人　108-0075 東京都港区港南 2-5-3　オリックス品川ビル 4F　TEL 03-5715-3316｜FAX03-5715-3318

年末年始休業のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に勝手ながら下記の通り、年末年始休業日をご案内させていただきます。

■ビジネス・アソシエイツ

年内営業　2026 年 12 月 29 日(火曜日)　17：00 まで

年始営業　2027 年 1 月　5 日(火曜日)　9：00 から

■あいわ税理士法人

年内営業　2026 年 12 月 28 日(月曜日)　17：30 まで

年始営業　2027 年 1 月　5 日(火曜日)　9：00 から

お客様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解いただきます様お願い申し上げます。

本年中のご愛顧に心より御礼申し上げますと共に、2026 年も変わらぬお引き立てのほど宜しくお願い申し上げます。

PC・スマホ価格高騰の要因と今後の見通し

はじめに

2026 年に入ってから、PC・スマホなどの価格が、20～35%ほど値上がりしています。今回は、その要因と今後の価格の見通しについて解説します。

AI サーバ向けメモリ・SSD の需要急増

弊社ニュースレターでも AI 関連の記事は、過去に何度も執筆されていますが、現在は AI が様々な分野で活用されるようになっています。

AI 処理には、大量のメモリとストレージ（SSD）が必要になります。その結果、2025 年後半から AI サーバ向けメモリ・SSD の需要が急増しました。

メモリ製造メーカーの生産キャパシティは変わらない中で、サーバ向けの HBM という高性能メモリの生産を増やした結果、PC・スマホ向けメモリ（DRAM）の生産ラインが縮小されてしまい、結果として PC・スマホ向け DRAM が品薄となり、DRAM 価格が高騰しています。

例えばデスクトップ PC 向けメモリ（DDR5-5600 SDRAM）の場合、32GB（16GB, 2 枚組）の価格は、2025 年 10 月までは 13,000～16,000 円で推移していたのですが、2025 年 11 月に入ってから価格が跳ね上がり、年末年始ごろには一時 80,000 円を突破、その後若干下落したものの、60,000～70,000 円の価格水準が現在まで続いています。

DELL 社の場合、2025 年 12 月に法人向け PC などが値上げされ、さらに 2026 年 7 月に再び値上げされました。2025 年 11 月以前と比較して、20～35%ほど価格が高くなっています。

HP、NEC、富士通、シャープ（Dynabook）、マウスコンピュータ等の PC メーカーも、2026 年 1 月～2 月にかけて値上げしています。

筆者は、PC が値上げされる直前の 2025 年 12 月に、メーカー直販でメモリ容量 32GB、SSD 1TB のノート PC を 197,780 円で購入したのですが、同じメーカー・同じ構成のノート PC の 2026 年 11 月時点での価格（メーカー直販）は 258,500 円でした。約 1 年経過し、CPU は既に古い世代になっているのですが、それにも関わらず 60,000 円以上値

上がりしています。

DRAM 価格の高騰はスマホ価格にも影響を及ぼしています。例えばメモリ容量 8GB の iPhone17e の場合、2026 年 3 月の発売時の直販価格は 99,800 円でしたが、同年 7 月には 107,800 円に改定され、さらに 9 月には 124,800 円まで値上げされました。

Apple の場合、iPhone や Mac,、iPad などを大量生産しており DRAM の特大の大口需要家であるため、他社よりも有利な条件でメモリ製造メーカーから DRAM を購入できているようです。その結果、値上げ時期を他社よりも少し遅らせることができた模様です。

AI サーバは、ストレージの容量も非常に多く必要とします。SSD 価格の上昇は DRAM 価格ほどではないのですが、それでも以前の 2〜3 倍に高騰しています。

PC・スマホ価格の今後の見通し

現在の PC・スマホ価格の高騰は、AI サーバ需要により DRAM や SSD の需給バランスが崩れたことが原因ですので、これが改善するまでは高値が続くことになります。

メモリ製造メーカーが増産の意思決定をしたとしても、実際に増産するためには、半導体工場の新増築、製造装置の調達など膨大な設備投資が必要であり、増産体制が整うまでには、どんなに急いでも 2 年はかかると言われています。

PC・スマホ価格の今後の見通しですが、楽観シナリオでは、2027 年後半から 2028 年にかけて価格高騰が沈静化に向かうと予想されています。

これは、DRAM 新工場が順次稼働することによる供給増加、AI サーバ需要のピークアウト、PC・スマホの値上げによる需要減少、買い替えサイクルの長期化、これらにより需給ギャップが縮小する、というものです。

なお、楽観シナリオであっても、以前と同じ価格水準までは戻らない見通しです。

一方、悲観シナリオでは、価格高騰・供給不足は 2030 年ごろまで続くと予想されています。

DELL 社の CEO、Michael Dell 氏は、「DRAM 供給の問題は最長で 4 年間続き、2030 年まで解消しない可能性がある」と語っています。

新工場稼働により供給は増えるものの、AI サーバの旺盛な需要が続くこと、AIPC（Copilot＋PC）、AI スマホ対応のため、PC やスマホのメモリ容量を増やしたい事情があること、メモリ製造メーカーに、増産しすぎて供給過剰になり価格が暴落することに対する警戒感があること、これらにより需給ギャップはなかなか解消しない、というものです。

楽観シナリオになるのか、悲観シナリオになるのか、あるいはその中間か、どうなるかは現時点では何ともわからないところです。

適切に諦める

効率化のその先

「諦める」と書くと、ずいぶん後ろ向きに聞こえます。何かを諦めるというのは、普通は「できなかった」「続けられなかった」という、どちらかといえばネガティブな意味で使われます。でも、場合によっては「適切に諦める」ことも必要なのではないか、と最近思うことがよくあります。

少し遠回りになりますが、リモートワークの話から始めます。リモートワークは、既にやることが決まっていて、それを効率よく実行するという側面では、とても優れた仕組みだと思います。通勤する時間も必要ないし、余計な割り込みも少ないです。集中して仕事をするには、会社にいるより効率がいいことさえあります。

一方で、何気ない雑談は明らかに減りました。仕事とは直接関係のない話をしているうちに、「そういえば、こんなことできないかな」と話が広がったり、たまたま近くにいた人がそこに加わったことで、思ってもみなかったアイデアが生まれたりすることもあります。リモートワークでは、そういう偶然は起きにくくなります。だとすると、リモートワークは短期的な効率を高める一方で、長期的な創造性を少しずつ失わせている可能性もあります。

人手不足

効率だけを考えれば合理的な仕組みであっても、それによって別の何かが失われることがあります。考えてみると、これは働き方だけの話ではないような気がします。システム化や合理化というのは、基本的には「今やっていることを、どうすればもっと効率よくできるか」を考えるものです。しかし、ときどき「そもそも今やっていることを、この先も同じように続ける必要があるのか」というところまで戻って考えたほうがいいことがあります。

たとえば、人手不足です。人が足りないとき、まず考えるのは「どうやって人を増やすか」ということでしょう。採用を増やす。待遇を良くする。働きやすい環境をつくる。もちろん、どれも大切なことです。ただ、これから先も今と同じように人を確保できるとは限りません。その原因の一つに少子化があります。これは日本だけの話ではなく、程度の差こそあれ、豊かな国の多くが直面している問題です。ですから筆者は最近、「人口が減るとしたら、その社会でどうやって仕事や生活を成り立たせていくのか」も、同時に考えたほうがいいのではないかと思っています。子供を持ちたい人が安心して子供を持てる環境を整えることは、とても大切なことです。一方で、人口がもう一度増加に転じることだけを前提にして、今の制度や仕事の仕組みを維持し続けるのも、少し違うような気がします。20 世紀の社会では、人口は増える、経済は成長する、企業は大きくなる、来年は今年より豊かになる、という考え方がごく自然なものでした。筆者たちが使っている社会制度や仕事の仕組みの多くも、そうした「成長する社会」を前提に作られています。しかし、前提そのものが変わったのだとすれば、前提が変わった後の仕組みを考えたほうがいいと思うのです。人が減るのであれば、「どうやって人を増やすか」だけではなく、「今より少ない人数でも仕事が回るようにするにはどうすればいいか」を考える。

ここは、まさに弊社のようなシステム会社が関われる部分でもあります。たとえば、これまで 10 人でやっていた仕事を、より少ない人数でもできるようにする。人が毎回判断しなくてもいい作業はシステムに任せる。同じ内容をいくつものシステムに入力しているのであれば、一度の入力で済むようにする。長年続けてきた業務であっても、「昔からやっているから」ではなく、本当に今も必要なのかを一度考えてみる。新しいシステムを導入することだけがシステム化ではなく、仕事のやり方そのものを見直すこともシステム化の一部なのだと思います。

一発逆転は狙わない

それでも、こういう話になると私たちはつい「すべてを解決してくれる何か」を探したくなります。人手不足を一気に解決してくれる仕組み。生産性を劇的に上げてくれる技

術。それさえ導入すれば、今までの問題を全部取り返せるような方法。追い詰められれば追い詰められるほど、一発逆転を期待したくなるものです。でも、現実にはそんな「打ち出の小槌」は、なかなかありません。

一つの製品を導入すればすべてが解決するわけではないし、新しい技術を使えば必ず生産性が上がるわけでもない。結局は、今どんな業務をしているのかを一つずつ確認して、不要な作業をやめ、必要な部分をシステム化し、それでも人がやるべき部分は人がやる。そういう地道な積み重ねが必要になります。これは、最初に挙げたリモートワークの話にも通じる気がします。出社が正しい、リモートワークが正しい、と二者択一で考える必要はありません。集中して仕事をしたい日はリモートワークが向いているかもしれません。一方で、新しいアイデアを考えたり、誰かと相談しながら物事を進めたりするときには、同じ場所に集まることに価値があるかもしれません。リモートワークによって失われるものがあるからといって、昔の働き方に戻せばいいわけでもありません。失われたものがあるのなら、それを別の方法でどう補うかを考えるのです。大切なのは、何か一つの「正解」を見つけて、それですべてを解決しようとしないことなのだと思います。

何を諦めるのかを見極める

システムの世界では、長く使ってきた仕組みを捨てることがあります。何年もかけて作り込んできたものであっても、環境が変われば、改修を重ねて使い続けるより、別の仕組みに置き換えたほうがいいこともあります。それは、それまでの努力が間違っていたということではありません。前提が変わっただけです。社会も、仕事も、案外同じなのかもしれません。人口が減るなら、人口が減っても暮らしやすい社会を考える。人が足りないなら、少ない人数でも仕事が回る仕組みを考える。効率を追求した結果、偶然のコミュニケーションが減ったのなら、意識して人が交わる機会をつくる。昔の状態を取り戻すことばかり考えるのではなく、今ある条件から次の仕組みを考える。変えられないものは変えられないと認めたうえで、変えられるものに力を使う。それが、筆者の考える「適切に諦める」ということです。

諦めることと、悲観することは違います。むしろ、変えられないものをいつまでも変えようとして消耗するのをやめて、ここから何ができるのかをゼロベースで考え始める。これからの時代に必要なのは「問題を解決する力」だけではなく、何を諦め、何を諦めないのかを見極める力なのかもしれません。

志と人生をどう生きるか

はじめに

表題のテーマ、「人生をどう生きるか」は少し前に話題になった宮崎駿監督の映画、『君たちはどう生きるか』のテーマにも通じるところがありますが、本稿では「志」とともに考えてみます。岩波文庫の同名書籍、吉野源三郎著『君たちはどう生きるか』は 2023 年に 180 万部を超え、それまで累計売上 1 位だった哲学書、プラトン著『ソクラテスの弁明 クリトン』を抜き、岩波文庫の歴代 1 位となりました。「志」についてはグロービス経営大学院著『志を育てる』（東洋経済新報社）を参考に、本稿で考察します。

志とは

『志を育てる』は、著者が年間 300 名を受け入れる経営大学院で、2 年かけて、①志とは何か②どのようなプロセスで醸成されるか③どうすれば醸成することができるか、についてチームを発足し、2 年かけてインタビュー中心に調査を実施し、成果としてまとめた内容となっています。志とは、「一定の期間、人生をかけてコミットしてきた（目標）」と定義し、①一定期間、人生をかけてコミットする目標を小志とし、②一生涯をかけて達成しようとするものを大志とし、①の小志が積み重なって、徐々に大きくなり、②の大志となることがあれば、積み重ねの過程で初期と異なる方向に進むこともあるとしています。志の醸成については、30 名超のインタビューや各種自叙伝の記述を分析すると、ある日突然浮かぶようなことはなく「紆余曲折ありながら、様々な人生経験を経ながら、志も少しずつ変化をしながら成長していく」という姿だったそうです。

志の醸成５つのフェーズ

あるきっかけ（人生における最初の目標設定あるいは親から設定される）で目標をもつ。①達成への取り組み。②取り組みへの終焉。③客観視。④自問自答。⑤新たな目標の設定の５つで、きれいに切れるものではなく、つながりあい、行ったり来たりもし、回りながら、らせん状に成長していく傾向があるようです。

ノブレス・オブリージュ

志は自律性と同時に社会性を高めながら成長していくようです。「自立」と「自律」の違いは、自立とは誰かに依存せず、一定の経済的基盤や職業技能的な基盤を確保した状況のこと。自律とは、自分で自分の進むべき方向を決めること、そのための規範が存在すること。社会性とは、自分を起点に、自らが責任を持とうとする範囲を広げていこうとする心の動きを意味します。利己的な自分から利他的な自分への変化を意味し、志の積み重ねの行きつく先には、社会全体への責任があるはず（ノブレス・オブリージュ：高貴な者としての義務の意）と締めくくります。

おわりに

本稿冒頭で言及した『ソクラテスの弁明 クリトン』は、著作を残さなかったソクラテスの代わりに、弟子のプラトンが書いたといわれています。不正を許さないことを最後まで貫き通すことで、処刑されることになってしまうソクラテス、『君たちはどう生きるか』の主人公であるコペル君（潤一君）と叔父さんのやり取りからは、「ただ生きることではなく善く生きること」が大切だと読み取ることができます。善く生きるとは何か、自身にとっての志とは何かを自問自答し続けることが重要なことなのではないかと筆者は考えます。

参照・参考文献

- 吉野源三郎『君たちはどう生きるか』（岩波文庫 1982 年 11 月刊）
- プラトン『ソクラテスの弁明　クリトン』（岩波文庫 1964 年 1 月刊）
- グロービス経営大学院『増補改訂版　志を育てる』（東洋経済新報社 2019 年 5 月刊）
- 堀内 勉『生きるための教養 上』（東洋経済新報社 2026 年 9 月刊）
- 前掲書『生きるための教養 下』（同上）

Copilot Studio エージェント導入で見えてきたこと

～使って分かった AI エージェントの従来のシステムとの違い～

弊社では、Microsoft の Copilot Studio を利用した AI エージェントの社内導入を進めています。

導入に向けた検証を進める中で、生成 AI ならではの特性に気づかされる事例がありました。

その一つが、生成型オーケストレーション（ユーザの質問内容から AI が意図を判断し、適切なトピックや情報、処理を選択して回答する仕組み）に関係するものでした。

検証中、ユーザからの質問を受けて、AI が質問の意図を判断し、適切な情報を選択して回答できる段階まで処理が進んでいたにもかかわらず、最終的に「まだユーザから質問を受け取っていない」と判断してしまう事象が発生しました。

Microsoft サポートへ確認したところ、生成 AI は、ユーザの入力内容やそれまでの会話、処理に関する情報などをもとに、その場に適した処理を判断します。そのため、同じような質問であっても、常にまったく同じ処理が選ばれるとは限らないという、生成 AI ならではの特性が背景にあることが分かりました。

従来のシステムでは、「この条件なら、この処理を行う」というように、あらかじめ決められた動作を前提に設計することが一般的でした。一方、AI エージェントでは、状況に応じて AI 自身が処理を判断するため、必ずしも毎回同じ動作になるとは限りません。

今回の経験を通じて、こうした AI ならではの「判断の揺らぎ」も特性の一つとして理解したうえで、検証と改善を繰り返していくことが、AI エージェントを活用するにあたって重要であると改めて気づかされました。

コミュニケーション予算を考える

はじめに

ERP の導入や保守に携わっていると、技術的な問題ではないのにプロジェクトが前に進まなくなることがあります。

会議で発言が出ない、業務担当者から情報が集まらない、認識合わせがなかなか進まない。

筆者自身、こうした場面に遭遇する中で、「コミュニケーション予算」という考え方ができるのではないかと思うようになりました。

コミュニケーションのコストと予算

本記事で扱うコミュニケーション予算とは、人が他者とのコミュニケーションを行うために使える心理的・認知的なエネルギーの総量のようなものです。

コミュニケーションコストという言葉もあるように、筆者たちは普段、コミュニケーションにおける負荷についてはよく考えるかと思います。

筆者が入社したのは 2020 年度で、ちょうどコロナの影響で弊社がフルリモートに切り替わった時期でした。分からないことを質問するというだけでも、顔の見えない先輩社員が相手になるため、通常よりコミュニケーションコストが高くなるということを感じていました。会社としてもそのような状況を受け、翌年以降、研修期間のレビュー担当者との朝会等、フォロー体制の拡充がなされました。

他にも、会議の時間を短くしたい、問合せ対応を減らしたい、調整工数を削減したい等々、コミュニケーションコストに対しては各々が日々工夫をしているところかと思います。

しかし実際には、コストだけでなく、それを支払うための予算も存在しているのではないでしょうか。

コミュニケーションコストが一回のやり取りで発生する負荷だとすれば、コミュニケーション予算はその負荷を支払うために使える余力と言えるかもしれません。

同じ内容を伝える場合でも、人によって消耗の仕方は大きく異なります。10 人との打ち合わせを終えても余裕のある人もいれば、1 時間の会議だけでぐったりしてしまう人もいます。また、同じ人であっても日によって状況は異なります。

繁忙期の担当者、月末処理に追われている経理担当者、トラブル対応直後の現場責任者。

こうした人たちは、その日のコミュニケーション予算が既に消費されている状態なのかもしれません。

ERP 導入におけるコミュニケーション予算

ERP 導入プロジェクトでは、現状業務の説明、課題の洗い出し、将来業務の検討、テスト結果の確認等、現場担当者に多くのことを求めます。

しかしそれらは全てコミュニケーション予算を消費する活動です。

特に難しいのは、「未来の話」です。

現状業務の説明であれば事実を整理すれば済みますが、「将来的にどういう業務にしたいか」という問いには正解がありません。関係者それぞれの考えや期待、不安が入り混じります。

ERP 導入の会議が長時間に及んでしまうのは、不確定な未来について議論していることも一因なのかもしれません。

この考え方に立つと、プロジェクトマネジメントの見え方も少し変わります。

プロジェクトマネジメントでは、コミュニケーションコストを下げることが重視される傾向があります。

もちろんそれも重要ですが、実際には「関係者のコミュニケーション予算を浪費させないこと」も同じくらい重要ではないでしょうか。

参加者を必要最小限にする、会議の目的を明確にする、事前に論点を共有する、結論を整理して持ち帰る、といったことは、単なる効率化ではなく、限られたコミュニケーション予算を本当に重要な議論に集中させるための工夫とも言えます。

また、この視点で考えるとドキュメントの価値も変わって見えてきます。

要件定義書や業務フロー図、運用マニュアルは、単なる記録ではなく、後から発生するコミュニケーションコストを減らし、将来のコミュニケーション予算を守る仕組みととらえることができます。

コストを下げる以外の選択肢

さらに、この考え方で興味深いのは、「コストを下げる」以外の選択肢が見えてくることだと考えています。

私たちは業務改善というと、まずコスト削減を考えます。しかしコスト削減にも限界があります。本当に必要なのは、

予算を増やすことかもしれません。

個人レベルで考えれば、十分な睡眠をとること、適度に運動すること、家族や友人・ペットと過ごすこと、愚痴を聞いてもらうこと、こうした行動によって、私たちは無意識のうちにコミュニケーション予算を回復させているように思います。

組織においても、雑談しやすい雰囲気、感謝の言葉が交わされる文化、安心して発言できる関係性、小さな成功体験の積み重ねといったものが、組織全体のコミュニケーション予算を増やしている可能性があります。

ERP 導入をはじめとし、他者と連携するあらゆるプロジェクトは、人と人との認識を揃えるプロジェクトとも言えます。

だからこそ私たちは、「コミュニケーションコストをどう減らすか」だけでなく、「関係者のコミュニケーション予算をどう守り、どう増やすか」を考える必要があるのではないでしょうか。

Plaza-i 最新バージョン情報

2026 年 11 月 18 日現在までリリースしております、最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせいたします。

・Plaza-i.NET V2.03.58.03

Ⅱ 令和９年３月期決算に向けた税制改正（設備投資関連を中心に）

1. はじめに

令和８年度税制改正では、賃上げ促進税制の見直しに加え、設備投資を後押しする措置の創設や拡充が行われました。3月決算法人では、令和９年３月期決算が、これらの改正の適用が始まる最初の決算となります。本稿では、設備投資関連の改正を中心に解説します。

2. 令和９年３月期に関係する主な改正項目

区分	主な項目
投資関係（法人税）	特定生産性向上設備等投資促進税制（新設）、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、少額減価償却資産の特例、オープンイノベーション促進税制、研究開発税制、特定税額控除規定の不適用措置
その他の法人税	賃上げ促進税制、関連者間取引に係る書類保存の特例（新設）
国際課税・消費税	外国子会社合算税制、インボイス経過措置、暗号資産、輸出免税制度、リファンド方式
申告実務	防衛特別法人税、法人課税の見直し（令和７年度改正）、外形標準課税（令和６年度改正）

リンクのある項目は、当法人コラムで解説しています（コラム一覧）。

3. 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

国内での大胆な設備投資を促す新設制度で、上場企業を含め、会社規模や業種を問わず利用できます。ただし、会社規模は問わないものの、投資額要件（下記「確認要件」）が高いため、実質的には大型投資向けの制度といえます。

(1) 制度の概要

項目	内容
対象法人	青色申告法人（規模や業種制限は原則なし）
対象資産	・生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウエア ・貸付用、事務用器具備品、本店/寄宿舎等の建物、福利厚生施設、中古品、試験研究用等は対象外
規模要件	機械装置：160 万円以上 工具・器具備品：120 万円以上 建物：1,000 万円以上 建物附属設備・構築物：120 万円以上 ソフトウエア：70 万円以上 （いずれも１台・１基又は一の取得価額であり、一部は、同一の投資計画の合計額で判定を行う）
措置内容	次のいずれかを選択 ① 特別償却（取得価額までの即時償却） ② 税額控除（取得価額の 7%（建物・建物附属設備・構築物は 4%）、法人税額の 20%が上限）
繰越控除	税額控除の控除限度超過額は３年間繰越可（産業競争力強化法における「国際経済事情激変事業適応計画」の認定を受けた法人に限る）
確認要件	投資額 35 億円以上（中小企業者等は５億円以上）、年平均投資利益率 15%以上　など

(2) 適用までの流れ

投資計画の策定
投資額・投資利益率の要件を確認
▶
経済産業大臣の確認
WEB 申請、発行まで 30 日程度
▶
設備の取得
確認日から５年以内
▶
事業供用・適用
国内の事業の用に供した事業年度

確認は令和 11 年３月 31 日までに受ける必要があり、申請の受付は令和８年７月 31 日から始まっています。申請要領には、投資利益率の計算シートや、公認会計士・税理士の事前確認書の様式が掲載されています。

(3) 不適用措置と重複適用

中小企業者等以外の法人は、次の要件で適用の可否が判定されます。

要件	A	B	C	D	E
①所得金額が前期以下	●	×	×	×	×
②継続雇用者給与等支給額が前期比 1%以上（大規模法人等は 2%以上）	×	●	×	●	×
③国内設備投資額が減価償却費総額の 30%超（大規模法人等は 40%超）	×	●	×	×	●
判定（適用の可否）	**OK**	**OK**	**NG**	**NG**	**NG**

（注）大規模法人等：資本金の額等 10 億円以上かつ常時使用従業員 1,000 人以上、又は同 2,000 人超の法人。

また、確認を受けた法人は、計画期間を含む事業年度において、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制、中小企業経営強化税制（繰越税額控除を除く）との併用が制限されます（他の設備を含め適用不可）。

4. 中小企業向け投資関連措置の見直し

設備投資に関する中小企業向けの３つの制度で、取得価額の金額基準が 30 万円から 40 万円に引き上げられました。少額特例は対象が広がる一方、経営強化・投資促進税制は 30 万円以上 40 万円未満の工具等が対象外になります。

制度	制度の内容（改正前）	今回の改正
少額減価償却資産の特例	中小企業者等が取得価額 30 万円未満の資産を取得・事業供用した場合に、年 300 万円まで全額を損金算入	単価上限：30 万円未満→40 万円未満 対象外の従業員数：500 人超→400 人超 適用期限：令和 11 年３月 31 日まで３年延長
中小企業経営強化税制	経営力向上計画に基づく設備（機械装置 160 万円以上、工具・器具備品 30 万円以上など）の取得で、特別償却又は税額控除	工具・器具備品の取得価額要件 30 万円以上→40 万円以上
中小企業投資促進税制	機械装置 160 万円以上、測定工具・検査工具 120 万円以上、ソフトウエア 70 万円以上等の取得で、特別償却 30%又は税額控除 7%（税額控除は資本金 3,000 万円以下）	工具の要件「1 台又は 1 基 30 万円以上」→40 万円以上（合計 120 万円以上は維持）

少額減価償却資産の特例と中小企業経営強化税制は令和８年４月１日以後の取得等から、中小企業投資促進税制は令和８年４月１日以後に終了する事業年度から適用されます（施行日をまたぐ事業年度は経過措置あり）。

5. おわりに

令和８年度税制改正により、設備投資を後押しする制度が創設・拡充されました。制度の適用にあたっては、確認や認定の手続、取得や事業供用の順序、制度ごとの適用時期を踏まえた対応が必要となります。特に特定生産性向上設備等投資促進税制は、確認前に取得した設備は対象外となるため注意が必要です。

確認要件や手続は、今後の申請要領等で更新される可能性もあるため、適用にあたっては、経済産業省や中小企業庁、国税庁の最新の公表資料をご参照ください。

Ⅱ　令和８年度 所得税基礎控除等の税制改正と年末調整の留意点

1. はじめに

令和７年度税制改正に続き、令和８年度税制改正においても基礎控除等が見直されました。これらの改正は令和８年12月１日に施行され、令和８年分以後の所得税に適用されるため、12月の年末調整に直接影響します。本稿では、改正の概要と年末調整の留意点を解説します。

2. 税制改正の概要

（1）基礎控除の見直し（図１）

令和８・９年分の基礎控除額について、改正前は合計所得金額に応じて58万円から95万円とされていました。

改正後は、62万円から104万円と控除額が引き上げられ、また、最高額の適用を受けられる合計所得金額が132万円以下から489万円以下まで拡大されました。なお、令和10年分以後は図１のとおりとなり、令和８・９年分より控除額が減少する区分があります。特に合計所得金額が132万円超489万円以下の方は影響が大きくなります。

図1　基礎控除の額

合計所得金額 （給与のみの場合の収入金額）	基礎控除額			
	改正後		改正前	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 （206万円以下）	104万円	99万円	95万円	
132万円超336万円以下 （206万円超475万1,999円以下）		62万円	88万円	58万円
336万円超489万円以下 （475万1,999円超665万5,556円以下）			68万円	
489万円超655万円以下 （665万5,556円超850万円以下）	67万円		63万円	
655万円超2,350万円以下 （850万円超2,545万円以下）	62万円		58万円	

出典：国税庁「令和８年４月源泉所得税の改正のあらまし」の図を基に作成

（2）給与所得控除の見直し

給与所得控除について、収入金額220万円以下が改正されました。改正前は、収入金額190万円以下は最低保障額、190万円超220万円以下は算式で計算されていました。

改正後、令和８・９年分については、最低保障額が引き上げられ、220万円以下は一律74万円とされました（図２）。なお、収入金額が69万1,000円以上220万円未満の場合は、上記にかかわらず、給与所得の金額が図３のとおりとされました。また、令和10年分以後は図２のとおり、収入金額に応じて算式により控除額が計算され、その額が69万円未満の場合は最低保障額として69万円が適用されます。この最低保障額は、基礎控除額とあわせて、２年ごとに物価指数を基準に見直すことを基本とするものとされました。

図2　給与所得控除の額

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和８・９年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円（注1）	その収入金額×30%＋８万円 （69万円未満となる場合は、69万円）	65万円
190万円超　220万円以下			その収入金額×30%＋８万円

（注）１ 給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第29条の４）の適用後の給与所得控除額となります。
２ 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

出典：国税庁「令和８年４月源泉所得税の改正のあらまし」

図3　給与所得の金額の特例（令和8・9年分）

給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る給与所得の金額	なし	その収入金額 －74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

出典：国税庁「令和８年４月源泉所得税の改正のあらまし」

（3）扶養親族等の所得要件の見直し

基礎控除等の見直しに伴い、扶養親族等の所得要件が、合計所得金額58万円以下（給与収入のみの場合は収入金額が123万円以下）から、62万円以下（同136万円以下）へ改正されました（図４）。

図4　扶養親族等の所得要件

扶養親族等の区分	所得要件（注1） （令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注2））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 （136万円以下）	58万円以下 （123万円以下）
特定親族	62万円超　123万円以下 （136万円超　197万円以下）	58万円超　123万円以下 （123万円超　188万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超　133万円以下 （136万円超　207万円以下）	58万円超　133万円以下 （123万円超　201万5,999円以下）
勤労学生	89万円以下 （163万円以下）	85万円以下 （150万円以下）

（注）１ 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
２ 上記(2)の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

出典：国税庁「令和８年４月源泉所得税の改正のあらまし」

3. 令和８年分の年末調整における留意点

（1）令和８年分の年末調整の流れ

令和８年11月までの源泉徴収事務に変更はありません。12月の年末調整で、改正後の基礎控除額及び給与所得控除後の給与等の金額の表により年税額を計算し、11月までに源泉徴収税額表により徴収した税額と精算します。

（2）新たに扶養親族等となる者がいる場合の調整

所得要件の引上げに伴い、これまでより扶養親族等に該当しやすくなりました。新たに扶養親族等となる者について、11月30日以前の源泉徴収では「扶養親族等の数」には含めず、12月の年末調整で扶養控除等を適用します。ただし、その適用を受けるためには、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出が必要です。

（3）令和７・８年度税制改正の影響（生命保険料控除）

令和７・８年度税制改正により、令和８・９年分は、23歳未満の扶養親族を有する場合の新生命保険料（平成24年１月１日以後の契約）に係る一般生命保険料控除の計算方法が見直されました（図５）。また、旧生命保険料もある場合の適用限度額が、４万円から６万円に引き上げられました。ただし、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除を含めた合計適用限度額は改正前と同じ12万円となります。

図5　23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超　60,000円以下	新生命保険料×1/2＋15,000円
60,000円超　120,000円以下	新生命保険料×1/4＋30,000円
120,000円超	一律60,000円

出典：国税庁「令和８年４月源泉所得税の改正のあらまし」

4. おわりに

令和８年分の年末調整は、基礎控除等の引上げのほか、扶養親族等の所得要件や生命保険料控除にも改正が及びます。令和10年分以後は基礎控除額や給与所得控除額が令和８・９年分と異なるため、年分ごとの金額の確認が必要です。基礎控除額等は物価指数を基準に見直されることが基本とされ、改正が続くことが想定されるため、今後の動向にもご留意ください。